

# 倫理法人会規程

## [総 則]

第 1 条 本規程は、一般社団法人倫理研究所（以下「当所」と称す）の定款にもとづき、倫理法人会（以下、本会と称す）の組織・運営などに関する事項を定める。

第 2 条 本規程の改廃は、当所理事会の議決による。

## [目 的]

第 3 条 本会は、実行によって直ちに正しさが証明できる純粋倫理を基底に、経営者の自己革新をはかり、心の経営をめざす人々のネットワークを拡げ、共尊共生の精神に則った健全な繁栄を実現し、地域社会の発展と美しい世界づくりに貢献することを目的とする。

## [活 動]

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するため、以下の活動を行なう。

1. 倫理経営の普及。
2. 倫理経営にもとづいた各種セミナー、講演会などの開催。
3. 富士教育センターでの各種セミナーの受講推進。
4. その他目的を達成するための必要な活動。

## [会 員]

第 5 条 本会の構成員は次に定めるものとする。

- (1) 当所正会員で本会に登録した者
- (2) 当所一般会員で本会に登録した者

2. 本会の目的・活動に賛同し、申込書と会費を添えて提出し、理事会の承認を得たものとする。

第 6 条 会費は次のとおりとする。月額 1口 1万円（何口でも可）。

第 7 条 既納の会費は、いかなる理由があっても、これを返還しない。

第 8 条 第6条の会費は、法人会計に充当する。

第 9 条 会員は次の場合、退会とする。

1. 会員からの申し出によるとき。
2. 会員である法人が解散したとき。
3. 除名されたとき。
4. 第6条に定める会費の納入を三ヶ月以上履行せず、一定期日を定めて納入すべき旨の催告を受けたにもかかわらず、その期日までに滞納会費を納入しない会員は、その期日の翌日から会員である資格を失い、本会を退会したものとみなす。

第 10 条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、社員総会の議決によって、理事長がこれを除名することができる。

1. 定款その他の規則に違反したとき。
2. この法人の名誉を傷つけ、またはこの法人の目的に違反する行為をしたとき。
3. その他除名すべき正当な事由があるとき。

第 11 条 会員間の金銭の貸借および商取引などのトラブル、及び会員間における民事事件や刑事事件などについては、当所及び本会は一切責任を負わないものとする。

## [組 織]

第 12 条 本会は、都道府県ごとに組織し、名称は都道府県名を冠した倫理法人会とし、理事長の認可を要する。

1. 本会を、都道府県倫理法人会とする。
2. 会長以下必要な役員（規程第15条）を置く。
3. 都道府県倫理法人会の会長が当該倫理法人会を代表し、正会員とする。
4. 都道府県に下部組織として（原則として行政区毎に）複数の倫理法人会を置くことができ、当該地域名を冠した倫理法人会を単位倫理法人会と総称する。

第 13 条 下部組織である単位倫理法人会には正倫理法人会および、準倫理法人会があり、設置の基準は次のとおりとし、理事長の認可を要する。

1. 正倫理法人会の設立は100社以上とする。
2. 準倫理法人会の開設は50社以上とする。ただし、開設後2年以内に正倫理法人会として設立するものとする。
3. 会長以下必要な役員（規程第16条）を置く。

第 14 条 前条の認可基準に満たない場合など、既設単位倫理法人会の存続が危ぶまれる場合は、当所法人局内において、過去の経緯および現状を考慮して慎重に審議し、都道府県倫理法人会と協議の上、適否を決定し、法人局担当常任理事の許可のもとで、以下の処置を行なう。

1. 正倫理法人会の場合  
準倫理法人会への降格、または統合、あるいは廃止する。
2. 準倫理法人会の場合  
統合、あるいは廃止する。
3. 解散処置  
「倫理法人会憲章」の精神に背き、法人局の方針に反した運営あるいは活動を行ない、倫理運動に不利益を与えた場合は、解散の処置をとる。



[役員]

- 第 15 条 都道府県倫理法人会には、以下の役員を置く。
1. 会 長 1名
  2. 副 会 長 五百社未満の場合は1名、1千社未満の場合は2名以内、1千社以上は3名以内を必要に応じて置くことができる。
  3. 幹 事 長 1名
  4. 副幹事長 原則1名とし、1千社以上は2名以内、3千社以上は3名以内を必要に応じて置くことができる。
  5. 事 務 長 1名
  6. 副事務長 原則1名とし、3千社以上は2名以内を必要に応じて置くことができる。
  7. 監 査 1～2名
  8. 地 区 長 各地区1名
  9. 副地区長 各地区1名に限り置くことができる。  
千社を超える都道府県、もしくは広域地域では組織活性化のため地区を組織できる。地区は5単位倫理法人会をもって組織するが、地域事情を考慮して3単位倫理法人会でも可とする。
  10. 各委員長 1名
  11. 各副委員長 1名に限り置くことができる。  
都道府県には以下の7委員会を設置する。
    - (1) 普及拡大委員会 (2) モーニングセミナー委員会
    - (3) 研修委員会 (4) 朝礼委員会 (5) 広報委員会
    - (6) 女性委員会 (7) 青年委員会
  12. 相 談 役 必要に応じて元会長より5名以内置くことができる。
  13. 顧 問 必要に応じて3名以内置くことができる。
- 第 16 条 単位倫理法人会には、次の役員を置く。
1. 会 長 1名
  2. 副 会 長 2名以内
  3. 専任幹事 1名
  4. 副専任幹事 1名に限り置くことができる。
  5. 事 務 長 1名
  6. 副事務長 1名に限り置くことができる。
  7. 監 査 1～2名
  8. 幹 事 10名以内を原則とする。
  9. 相 談 役 必要に応じて元会長より3名以内置くことができる。
  10. 顧 問 3名以内置くことができる。ただし、所属は一単会のみとする。



- 第 17 条 本会の全役員の任期は1年とし、留任は妨げない。ただし、会長が留任する場合は原則として3年を限度とする。
- 第 18 条 本会の全役員は、原則として一人一役とし、他の役職との兼務はできない。
- 第 19 条 本会の全役員は、家庭倫理の会の全役職との兼務はできない。
- 第 20 条 本会の全役員は、以下の項目に該当した場合、役職を取り消す。
1. 当所の名誉を傷つけた場合
  2. 本会の運営・活動を妨げた場合

[運 営]

- 第 21 条 本会は、担当研究員の指導のもとに運営を推進する。
- 第 22 条 本会は、必要に応じて、役員会、企画会、委員会などの会議を開催する。
- 第 23 条 本会の活動資金は、本部よりの助成金、活動による果実、寄付金などによってまかなう。
- 第 24 条 本会は、年度終了後速やかに会員に対して事業報告、会計報告を行なう。
- 第 25 条 本会の役員・会員に対する出張旅費及び慶弔などに関する費用は、各会が実情に応じて「内規」などを定めて処理することとする。

[捕 則]

- 第 26 条 本会の諸活動などでの、特定の商品の意図的宣伝などを含む一切の商取引を禁じる。また、本会の役員及び会員のネットワークを通じての物品販売などの商行為、宗教・政治活動の勧誘及び普及活動の妨げとなる活動も同様とする。
- 第 27 条 役員及び会員が、公職選挙に立候補する場合は下記の点に留意する。
1. 役員で、選挙に立候補する者は、公職選挙の告示日より投票日まで辞令を発行者預かりとする。
  2. 本会の役員及び会員は、当所の組織を通して特定の候補者の選挙応援をしてはならない。ただし個人的に応援することは差し支えない。
  3. 立候補者は、「モーニングセミナー」や各種セミナー・講演会など当所の諸会合において、選挙運動などをしてはならない。

[附 則]

- 第 28 条 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。